

特別養護老人ホーム入所申込済で 要介護度1・2の方へ

新たに特例入所申告手続きを

介護保険法の改正により、平成27年4月以降は、特別養護老人ホームの新規入所者が、原則要介護度3以上の方に限定されます。要介護度1または2の方は、特例入所対象(やむを得ない事由がある)と認められる場合のみ入所対象となります。

既に、区に特別養護老人ホーム入所申込をされている要介護度1または2の方に、3月上旬までに、「特例入所要件該当申請書」等を送付します。特例入所要件に該当し、入所申込継続を希望する方は担当のケアマネジャーに相談のうえ、手続きを行ってください。必要書類の提出が期日までにない場合は申込取下げとなりますので、ご注意ください。詳細は、同封の案内をご覧ください。

東京都大気汚染医療費助成 18歳以上の新規認定終了 助成を希望する方は、3月末までに申請を

4月1日から東京都大気汚染医療費助成制度の改正に伴い、(郵)医療券(気管支ぜん息)の18歳以上の新規認定が終了します。医療費助成を希望される方は3月末までに申請してください。

※申請に必要な書類(主治医診療報告書等)の作成に時間がかかりますので、早めに手続きしてください。

- 次の要件をすべて満たす方
 - 気管支ぜん息に罹患(18歳未満の方は慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎、肺気腫も対象)
 - 都内に引き続き1年以上住所を有する※都内に住民登録が必要
 - 健康保険等に加入している
 - 喫煙していない



自宅近くの便利な出張所 住所変更・印鑑登録等の 手続きにご利用を

3月から4月は、大型マンション等の入居が集中するため、区民課住民記録係(区役所2階3番)や豊洲出張所は、大変な混雑が予想されます。

住所変更や印鑑登録などは、区内にあるどの出張所でも手続きできますので、ご利用ください。

出張所で取り扱いできる主な業務、できない業務は別表1のとおりです。取り扱い業務の詳細は、

- ☎ 3月31日(火) 必着
- ☎ 必要書類に記入し、〒135-8383区役所高年齢者支援課高年齢者相談係(区役所3階10番)へ郵送または持参
- ☎ お近くの長寿サポートセンター・長寿サポート(区内21か所)でも窓口手続き・相談ができます。
- ☎ 高齢者支援課高年齢者相談係
 - ☎ (3647)4324
 - ☎ (3647)9247

江東区外に引越しをする方へ 転出手続きは郵送申請のご利用を

江東区から、江東区以外の区市町村(国外を含む)に住所を移す時は、転出届が必要です。

転出届は、郵送申請が可能です。特に毎年3月、4月は住所変更等の届出が集中し、手続き終了まで3時間以上お待たせする場合があります。

転出届は、窓口での手続きではなく、郵送申請をご利用ください(引越しをする日の14日前から転出届ができます)。

- ☎ 転出届(郵送用) ※原則ご本人のみの手続きとなります。
- ☎ (用紙は、区ホームページまたは、区役所および各出張所で入手可)
- ☎ 本人確認書類の写し(有効期限内の運転免許証、パスポート、保険証、年金手帳等)
- ☎ 82円切手を貼った返信用封筒(国外への転出時は不要)
- ☎ 返信用封筒のあて先には、江東区の住所または新しい住所(郵送時に受取可能な場合)をご記入ください。
- ☎ なお、第三者からのなりすましの申請防止のため、それ以外の住所には送付できません。



国民年金の届出を忘れずに 会社を退職・配偶者扶養から外れたときなど

国民年金は、日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての方が加入します。

次に該当する方は、区民課年金係(区役所隣防災センター2階20番)、各出張所で加入の届出が必要です。

- ① 会社を退職したとき(厚生年金等の資格を喪失したとき)
- ② 厚生年金等加入者に扶養されていた配偶者が、扶養から外れたとき
- ③ 外国から転入したとき
- ④ 外国へ転出したとき(任意加入) ※区役所でのみ受付
- ⑤ 会社等に勤めていない方が20歳になったとき
- ⑥ 年金に一度も加入したことがない20歳以上の方が国民年金に加入するとき

- ☎ 認定を受けている場合やその他手当等、江東区のサービスを受けている場合は、事前に手続きの有無を各担当課に確認してください。
- ☎ 必要書類3点を同封の上、郵送する封筒に「転出届在中」と記入し、〒135-8383区役所区民課住民記録係へ
 - ☎ (3647)3162

別表1	
出張所での主な取扱業務	
○住所変更(転入・転出・転居・世帯変更届)の届出	
○印鑑登録、印鑑登録証明書の交付	
○住民票・課税証明書(税の申告をされている方)・非課税証明書・自動交付機カードの交付	
○戸籍の証明(戸籍謄本・抄本・附票の写し)の交付	
○国民健康保険の届出	○国民年金の届出の受付
○住民基本台帳カードの申請・交付(即日での交付はできません。)	
○母子手帳の交付(保健相談所・保健所でも交付できます。)	
出張所での取り扱いができない業務	
×戸籍の届出(婚姻届・出生届など)	区民課戸籍係 ☎3647-3163
×児童手当・子ども医療費助成等の手続き	子育て支援課給付係 ☎3647-4754
×要介護認定等に関する手続き	介護保険課認定係 ☎3647-9496
×電子証明書(公的個人認証サービス)の申請・交付	区民課住民記録係 ☎3647-3162
×外国人の新規入国による転入届等	区民課住民記録係 ☎3647-3162
別表2	
所在地	電話
白河出張所(白河1-3-28・深川江戸資料館内)	☎3642-4456
富岡出張所(富岡1-16-12)	☎3642-8306
豊洲出張所(豊洲5-5-1-101・豊洲シエルタワー1階)	☎3531-6316
小松橋出張所(扇橋2-1-5)	☎5606-5581
亀戸出張所(亀戸2-19-1・カメラアプラザ1階)	☎3683-3734
大島出張所(大島4-5-1・総合区民センター2階)	☎3637-2451
砂町出張所(北砂4-7-3)	☎3644-2181
南砂出張所(南砂6-8-3)	☎3640-5355